

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第5回会議 議事要旨

| | | | |
|--|--|-------|-------|
| 開催日時 | 令和5年8月10日(木) 午後4時30分～午後9時47分 | | |
| 開催場所 | 松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3人 | 定数 3人 |
| 主要議題 | 1 金額審議 2 島根県最低賃金について(採決) 3 専門部会報告書採択 | | |
| 議 事 要 旨 | | | |
| <p>1 部会長が、本日の会議は議事録を公開とするが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することを説明した。</p> <p>2 部会長が、前回の労使双方の意見、提示された引上げ額の説明を行い、双方からの意見を踏まえた結果、本日の審議について公労、公使協議を行うこととなった。</p> <p style="text-align: center;">(公労協議・公使協議)</p> <p>3 部会が再開され、部会長から、これまで専門部会として審議を尽くしてきたものの、労使双方の金額の一致、合意を見出すことができなかつたことから、公益委員見解を示し、賛否を諮りたい旨の提案がなされ、採決を行うこととなった。</p> <p>4 部会長が、公益委員見解として、「引上げ額47円、1時間904円」とする旨、提示した。</p> <p>5 採決の結果、(会長を除き)賛成5名、反対3名で決議され、島根県最低賃金について、「引上げ額47円とし、1時間904円とする。」として、審議会へ報告することとなった。</p> <p>なお、労働者側・使用者側双方の委員からの要望もあり、社会保険料負担を「企業規模に応じた累進性」に変更の上、中小零細企業の負担を軽減すること。2024年度以降の中央最低賃金審議会の目安審議にあたり、統計データに基づき判断するだけでなく、地方及び現場の声も反映させること。また、根拠データを明示の上、3要素のうち賃金支払い能力についても十分に検討し、答申の際には言及すること。生産性向上の支援については、可能な限り各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金をはじめとした各種助成金等支援策を拡充し、活用しやすいものとする。いまだに最低賃金制度を知らない事業主が散見されるので、最低賃金制度の周知徹底を国レベルで図ること。は附帯決議事項として答申文に盛り込むこととなった。</p> <p>6 部会長から、全会一致とならなかつたため、本審を開催し、本審議会において議決することとなる旨説明した。</p> | | | |

(専門部会報告書案作成のため休憩)

- 7 部会が再開し、専門部会報告書案が審議、議決された。
- 8 貸金室長から、専門部会報告書により、この後、この会場で第432回審議会を開催することを説明した。
- 9 部会長が、審議会令第6条第7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。